

自動車保険改定のご案内

平素よりセコム損保に格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

セコム損保では、ご契約期間の初日が2026年4月1日以降の自動車保険について、改定を実施いたしました。

主な改定内容について以下のとおりご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 保険料・料率制度の改定

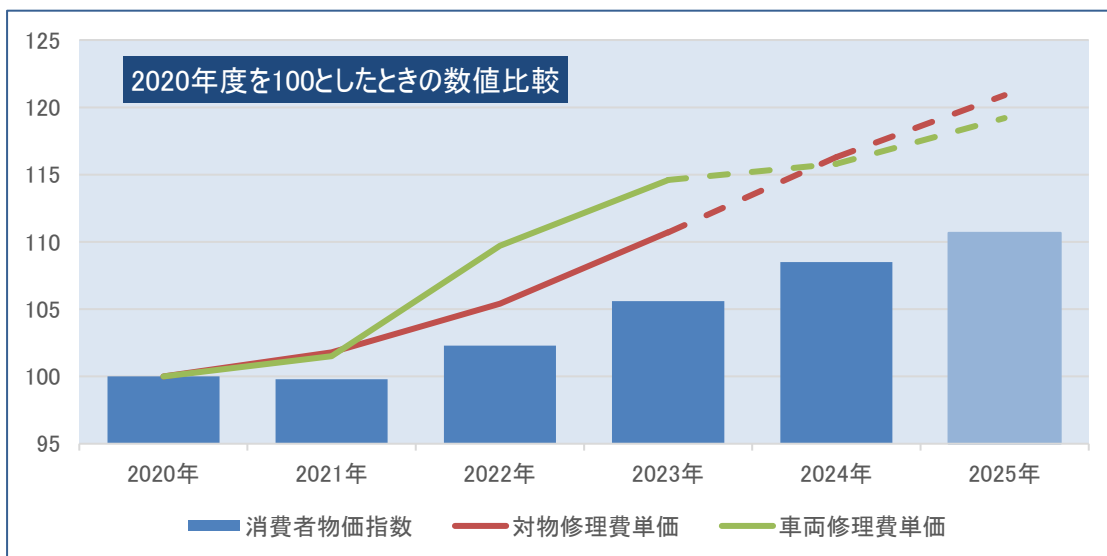
(1) 保険料水準の見直し

- 2024年6月に損害保険料率算出機構により参考純率が改定されたことに伴い、弊社におきましても直近の事故発生状況や近年の物価上昇傾向等を踏まえ、補償内容や運転者年齢条件等のご契約条件ごとに全面的な保険料の見直しを行います。
- 近年の弊社の自動車保険の収支はマイナス(赤字)となっております。今後も自動車保険を安定的にご提供するためには、保険料の見直しが必要であることをご理解賜りたく存じます。
- 本見直しに伴い保険料は引き上げ傾向となりますが、ご契約条件により前年に比べてアップまたはダウンする場合がございますので、申込書等に記載された実際の保険料についてご確認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

損害保険料率算出機構とは、損害保険業の健全な発展を図るとともに、お客さまの利益を保護することを目的として設立された中立機関です。損害保険の料率は「純保険料率」と「付加保険料率」からなっていますが、損害保険料率算出機構ではこのうち「純保険料率」を算出し、参考値として保険会社に提供しており、これを「参考純率」といいます。

【参考 修理費単価と消費者物価指数の上昇】

対物賠償責任保険と車両保険における修理費単価は上昇を続けています。



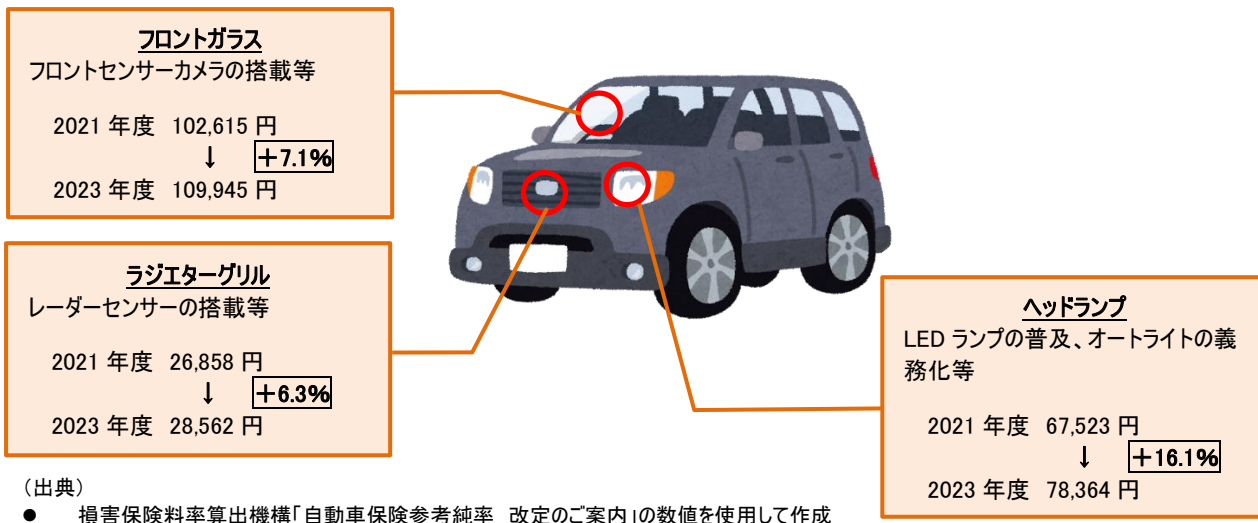
(出典)

- 総務省統計局「消費者物価指数」の数値を使用して作成(2024年度以前)
- 内閣府「令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」掲載の消費者物価指数・総合の対前年年度変動率の数値を使用して作成(2025年度)
- 損害保険料率算出機構「自動車保険の概況 2024年度」の数値を使用して作成

【参考 車両の高性能化による修理費の高額化】

修理費単価の上昇は車両の高性能化による備品費の上昇の影響も大きいです。

《高性能化に伴う部品費の上昇例》



(2)その他の改定

① 新車割引

新車割引の割引率を下表のとおり改定します。

用途・車種	補償種目	改定後		現 行	
		初度登録(検査)から 25 か月以内	初度登録(検査)から 26 か月以降 49 か月以内	初度登録(検査)から 25 か月以内	初度登録(検査)から 26 か月以降 49 か月以内
自家用普通・ 小型乗用車	対人賠償	9%	3%	7%	4%
	対物賠償	16%	11%	11%	4%
	人身傷害・ 搭乗者傷害	30%	22%	17%	16%
	車両保険	10%	10%	10%	10%
自家用軽四輪 乗用車	対人賠償	12%	2%	5%	2%
	対物賠償	16%	9%	9%	4%
	人身傷害・ 搭乗者傷害	26%	17%	18%	15%
	車両保険	5%	4%	3%	3%

② 運転者限定特約〔個人用総合自動車保険が対象〕

運転者限定特約の割引率を下表のとおり改定します。

運転者限定特約	補償種目	改定後	現 行
本人・配偶者	対人賠償	2%	7%
	対物賠償	3%	5%
	人身傷害・搭乗者傷害	0%	10%
	車両保険	2%	4%
本人	対人賠償	7%	10%
	対物賠償	8%	8%
	人身傷害・搭乗者傷害	5%	13%
	車両保険	7%	7%

③ 弁護士費用特約

これまで弁護士費用特約の保険料は記名被保険者個人・法人で同一でしたが、これを記名被保険者個人・法人別の保険料に改定します。

(3) 用途・車種の細分化

- 従来の用途・車種「原動機付自転車」を、下表のとおり「一般原動機付自転車」と「特定小型原動機付自転車」に細分化します。また、それぞれの用途・車種区分では保険料が異なります。

用途・車種区分	改定後	現 行
	原動機付自転車のうち、特定小型原動機付自転車に該当しないもの ⇒ 一般原動機付自転車 となります。	原動機付自転車
	原動機付自転車のうち、最高速度 20Km/h 以下であって、電動機の定格出力が 0.6kW 以下かつ長さ 1.9m 以下、幅 0.6m 以下のもの (例: 電動キックボード) ⇒ 特定小型原動機付自転車 となります。	

- 「一般原動機付自転車」と「特定小型原動機付自転車」について、両用途・車種間の車両入替を可能とします。
- ファミリーバイク特約および他車運転特約(二輪・原付)では、一般原動機付自転車と特定小型原動機付自転車のどちらも対象となります。

◆ 更改時のご案内について

これまでご契約のお車の用途・車種が「原動機付自転車」の場合は、更改時にご案内する用途・車種を「一般原動機付自転車」としています。ご契約のお車の用途・車種が「特定小型原動機付自転車」に該当する場合は、取扱代理店または弊社までお申し出ください。

2. 商品の改定

(1) 搭乗者傷害医療保険金の日数払特約の廃止

- 搭乗者傷害保険の医療保険金を部位・症状別払ではなく、病院・診療所への入通院日数によりお支払いしていた搭乗者傷害医療保険金の日数払特約を廃止します。
- 更改時は、搭乗者傷害保険の医療保険金を部位・症状別払に変更してご案内いたします。

◆ 搭乗者傷害保険医療保険金の部位・症状別払について

ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故でケガをされ、入院または通院した場合にケガの部位および症状に応じてスピーディーに医療保険金をお支払いすることができます。

① 入院または通院された日数の合計が 5 日以上の場合	ケガの部位および症状に応じて医療保険金をお支払します。
② 入院または通院された日数の合計が 1 日以上 5 日未満の場合	一律 1 万円の医療保険金をお支払します。

(2) 個人賠償責任補償特約の改定

- 個人賠償責任補償特約に、管理財物に該当する受託品の損壊に起因する賠償責任を補償対象とする「受託品に対する賠償責任追加補償特約」を自動セットするように改定します。
- この改定により、これまで補償対象外であった「他人から預かった受託品を壊してしまった場合などに発生する損害賠償責任」についても補償対象となります。
- 管理財物に該当する受託品であっても、受託した地および時における受託品の価額が 1 個、1 組または 1 対で 100 万円を超える物など、補償対象外となる受託品があります。詳細は特約条項をご確認ください。

(3)その他の改定

- その他、下表に記載の各項目の改定を行います。下表以外の改定内容につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

項目	概要
対人賠償責任保険・対物賠償責任保険の改定	● 示談交渉サービスをご提供する条件に、「弊社の示す解決条件に合意いただくこと」を約款に追加して記載します。 ※ 本対応は明確化を目的としており、本対応により示談交渉サービスのご提供が変更となるものではありません。 ● 対物賠償責任保険における原因者負担金の支払条件から、「失火責任法の適用」を削除します。
通院（みなし通院）の見直し	● 搭乗者傷害保険等では、これまでギプス等を装着した場合を通院日数に含めるのは、①特定部位の治療により、②その部位を固定するために常時装着したときとしていましたが、②の対象部位の固定のみを要件とするように改定します。
車両保険の付属品（ドライブレコーダー）の追加	● 車両保険において被保険自動車に含まれる付属品は「定着（注 1）または装備（注 2）されている物」としてありますが、車室内でのみ使用することを目的として被保険自動車に固定されているドライブレコーダーは、カーナビゲーションシステム、ETC 車載器その他これらに準ずる物と同様に定着されていなくても付属品に含めるように改定します。 （注 1）ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。 （注 2）自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い被保険自動車に備えつけられている状態をいいます。
車両搬送時諸費用特約の改定	● 代替交通費用において、これまで被保険者がタクシーまたはレンタカー（以下「タクシー等」といいます。）を利用した場合は、1 台に対し2万円を限度として補償していましたが、緊急時に早急に帰宅等をしたいというニーズに応えるため、弊社の承認を得たうえでタクシー等を複数台使用することを可能とします（2万円の限度額に変更はありません。）。 ● <u>この改定は、ご契約期間の初日が 2026 年 3 月 31 日以前のご契約であっても 2026 年 4 月 1 日以降に発生した事故から適用します。</u>
弁護士費用特約の改定	● 社会通念上不当な損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談等は、補償対象外であることを特約条項に追加して記載します。 ※ 本対応は明確化を目的としており、本対応により補償内容が変更となるものではありません。
被害者救済費用等補償特約の改定	● 支払条件のうち「被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったこと」を、「被保険自動車の所有者および被保険自動車を使用もしくは管理している者に損害賠償責任がなかったこと」に改定します。

※このご案内は、個人用総合自動車保険、一般用総合自動車保険、セコム安心マイカー保険（新型自動車総合保険（個人用））およびセコム安心ビジネスカー保険（新型自動車総合保険（一般用））のご契約を対象としております。

※このご案内は、2026 年 4 月の改定概要をご説明したものです。適用できる割引や特約等には一定の条件があります。更に詳しい内容をお知りになりたい場合には、取扱代理店にお問い合わせいただくか、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報等）または保険約款をご覧ください。

（保険約款は弊社 ホームページ（https://www.secom-sonpo.co.jp/yakkan_keiyaku.html）に掲載しております。）

信頼される安心を、社会へ。

SECOM セコム損害保険株式会社